

第3回アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ
(令和4年4月22日) 議事要旨

【開催日時】

令和4年4月22日(金) 10時00分～12時00分

【場 所】

オンライン開催

【出席者】

(構成員) 伊藤 由希子 津田塾大学総合政策学部教授
◎大橋 弘 東京大学副学長・公共政策大学院教授
亀井 善太郎 PHP総研主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
川口 大司 東京大学公共政策大学院教授
鈴木 周也 行方市長
星野 崇宏 慶應義塾大学経済研究所所長・経済学部教授
理化学研究所AIPセンター
経済経営情報融合分析チームリーダー

◎は座長

(政 府) 牧島行政改革担当大臣

(事務局) 内閣官房、デジタル庁、総務省

(政策形成に係るレビュー対応府省庁) 内閣府、厚生労働省、経済産業省

【議 事】

1. 開会
2. 各府省庁の職員有志による政策有志プロジェクト等の取組
3. 政策形成に係るレビュー
 - (1) 男性の育児休業取得の推進
 - (2) ICTを活用した見守り促進事業(仮想型)
 - (3) デジタル人材育成に係る政策形成のためのデータ利活用(仮想型)
4. 閉会

【議事の経過】

1. 開会

まず、牧島行政改革担当大臣より挨拶があった。要旨は以下のとおり。

- 今回も、前回に引き続き、政策形成に係るレビューを実施させていただく。本日は、その第2弾として、「男性の育児休業取得の推進」、「ICTを活用した見守り促進事業」、「デジタル人材育成に係る政策形成のためのデータ利活用」、この3事例について取り上げさせていただく。
- 最初に取り上げる「男性の育児休業取得の推進」は、政府の目標値と実際の取得率の間のギャップが続いてきた中で、現場や有識者の意見も踏まえ、政策の見直しを積み重ねてきたことにより、近年取得率が大きく上昇してきた事例である。
- 次に、いずれも仮想の事例になるが、2番目の「ICTを活用した見守り促進事業」では、ICT技術を活用してリアルタイムに政策の実施状況を把握し、これに応じて適切に見直しを行うため、政策の各段階で必要なことは何か、3番目の「デジタル人材育成に係る政策形成のためのデータ利活用」では、機動的で柔軟な政策形成・評価に必要なエビデンスや環境整備は何か、などが議論できるのではないかと考えている。
- 本日の議論にあたっては、事例ごとに、事務局から、アジャイル型政策形成・評価の観点から優れている、又は取り入れていくべき点等について、提示させていただいている。構成員の皆様には、是非とも忌憚のない御意見・御提案を賜るよう、改めてお願い申し上げます。

2. 各府省庁の職員有志による政策有志プロジェクト等の取組

事務局から、「各府省庁の職員有志による政策有志プロジェクト等の取組について」（資料1）について説明を行った。

3. 政策形成に係るレビュー

(1) 男性の育児休業取得の推進

まず、厚生労働省の担当者から「男性の育児休業取得の推進について」（資料2-1）について、また事務局から論点資料（資料2-2）について説明を行った後、以下のとおり発言があった。

- 非常に分かりやすい資料で、理解が深まった。また、非常にすばらしい取組で、数値目標を立てて比較をしている点がすばらしい。
- その上で、2点、少し先の段階のことをお話させていただく。1点目、政策が拡充されて実際に育児休業を取る人が増えてきたとの話だったと思うが、社会的なトレンドとして男性育児休業を取る人が増えてきた可能性もある。政策を打ったがゆえに男性の育児休業取得が増えたということを示すためには、やはりもう一步踏み

込んだ分析があるとよい。例えば、中小企業のみが対象になった政策で、大企業と中小企業において男性育児休業の取得率の伸び方が違ったことを示すといったことが行われると、より良いと思う。育児休業への支給が、雇用保険における支出の中のかなり大きな部分を占めるようになってきているのは事実だと思うので、コストの側面との比較において、育児休業への支給拡充が望ましいかどうかという議論が今後深まっていくと、より望ましいと思う。

- 2点目、アウトカムに関することについて。男性の育児休業取得が増えたことは短期的な意味でのアウトカムかもしれないが、より長期的なアウトカムを見ると、男性がそのまま育児に参加し続けるかどうかという点も重要だと思う。育児休業が終わったら、今までと同じ男性と女性の性別役割分担に戻ってしまうという可能性もあり得ると思うので、少し期間を長くした評価も必要だと思う。これは、今までやってきた取組を否定するものではなく、今後更に追加的な論点として考えられると思ったことを申し上げた。

- 1点質問と、その後にコメントを申し上げたい。まず質問だが、1ページの男性の育児休業取得率の分母と分子について、例えば、女性の育児休業取得率は約8割以上なのだが、分母となっている「女性」は、出産後も仕事を継続し、そもそも育児休業を制度上取得できる雇用形態である者になる。男性の育児休業取得率の場合も、この雇用均等基本調査によれば、従業員10人以上の事業者の方をサンプリングして調査票を送付し、育児休業を制度上取得できる男性の就業者を分母としているという理解をしているが、よいのか。この点に関し、男性の中で非正規労働など就業形態等によってそもそも育児休業を取得できない方が何割程度いるのかという点について質問したい。

- 次にコメントだが、育児休業制度は、現在雇用保険の枠内で、要は就業の継続のために育児のイベントのショックを和らげるための政策として導入しているが、現在の全世代型社会保障における議論では、これを雇用保険の枠内という、雇用されている人たちだけのメリットにとどめるのではなく、より社会全体の子育て支援として生かしていこうという動きもあるように思う。そうすると、従来目指していた雇用保険の枠内で従業員が雇用を継続できるということがアウトカムなのではなく、恐らくもう少し広範な社会全体の変革に資するような目標値がこれから求められ得るのかなと考えている。

- 非常にすばらしい取組で、成果だと思う。アジャイル型政策形成ということなので、政策を修正していくステップがどのように組まれたかが重要かと思い、質問させていただく。4ページで、令和3年の審議会ではなぜ育児休業制度が利用されていなかったかに関してデータを用いて議論がされたというストーリーでお話をいただ

いたが、7、8ページに記載されているような調査は、結構前から実施されていたのではないと思う。これまでこの種の調査はあまり実施されずに政策に関して議論されてきたのか、それとも実施されてはいたけれど、それよりもっと大きく重要な要因があったため、これまでの制度変更では先にそちらのほうが大事だということで、今回の改正内容は達成されてこなかったのか、ということ伺えればと思う。

以上の発言に対し、厚生労働省の担当者から以下のとおり回答があった。

- 1番目の方の指摘について、政策効果以外にも社会の土壌、雰囲気が出てきている部分もあるので、政策だけで出てきた効果を取り出せるとよいというお話をいただいたかと思う。例えば大企業と中小企業で分けてみるとか、そういった政策効果の取り方は今後もいろいろと工夫を重ねていきたいと思う。1点補足させていただきたいのは、今回の法改正に至る前に10年近く、先ほど申し上げたイクメンプロジェクトということでいろいろな周知広報や盛り上げ策をやってきたところであり、そういった部分の社会の雰囲気づくりについての施策にも少しコミットしてきている。その辺りをどうやって切り分けるのかは難しいとは思いますが、いろんな政策効果の見方は工夫をしていければと思っている。それから、長いスパンの視点を持ちながら施策の効果を測っていくという点も御指摘のとおりであると思う。
- 2番目の方の指摘について、雇用均等基本調査は、御指摘のとおり10人以上の企業を対象に企業調査と事業所調査を行ったものである。この育児休業制度の対象となる就業形態の者のみを取得率を算出する際の分母とするのか、就業形態等により育児休業を取得できない方が何割程度いるのか、という質問であったかと思う。この点、今、手元に数字がなく恐縮であるが、今回の育児・介護休業法改正の大きなポイントの1つは、有期雇用労働者が育児休業制度を取得できる要件を緩和したことである。2つあった要件のうちの1つである、引き続き雇用された期間が1年以上だという要件を撤廃したので、今後さらに対象が広がっていく。
- 3番目の方の指摘について、7ページや8ページのような調査は、御指摘のとおり、これまでもいろいろな調査の中で行ってきているが、例えば同じ調査項目だとしても、その結果はどうか、あるいはどういった施策に結びつけていったらいいかというような切り口は、その時々で違う部分があると思っている。
- 1番目の方及び2番目の方の指摘について、1番目の方の指摘は、育児休業制度への支出がコストパフォーマンスという面でどうなのかという議論が必要ではないかということであり、2番目の方の指摘は、全世代型社会保障構築会議でなされているような、もう少し広く政策を捉えたときの育児期の所得保障の在り方ということであったかと思う。
- これまでは、雇用されている方を前提として、育児休業の権利を育児・介護休業

法で設定した上で、育児休業の間、雇用保険で下支えをするという形で政策が進んできた。これをもっと広く少子化対策の目線で捉え直し、純粋に育児期の所得保障としてどうあるべきかという考え方も、もちろんあると思う。これは恐らく、全世代型社会保障構築会議で議論されていたり、子ども・子育て本部の少子化社会対策大綱で位置づけられていたりするものだと思うが、究極のアウトカム指標は出生率の向上だと思う。育児休業給付の在り方は、少子化対策の観点から問われることも多いが、一方で児童手当等の他施策との関係や、少子化対策の中での育児休業給付の在り方、位置づけというようなことも踏まえながら検討する必要があると思う。

- また、コストパフォーマンスという面では、保険制度でやっている以上、給付と負担の議論は常に求められる視点にはなってくる。今後施策をどうしていくかというとき、実際に負担に見合うだけのパフォーマンスを発揮するのかどうかは当然求められてくる視点だと考えている。
- 育児休業給付について、先日の雇用保険法の改正に際して、今後の在り方は令和6年度までをめどに議論していくということになった。議論の際は、他施策との関係も含めて整理をしていかなければならないと考えており、関係府省庁とも連携しながら、少子化対策という観点から育児休業給付をどう位置づけ、どういう意味合いとしてやっていくのか、または違う在り方が考えられるのかということについて今後検討していきたいと考えている。

その後、以下のとおり発言があった。

- 目標値達成に向けて、阻害要因となるものを明確にし、きちんと課題をクリアするために動いているところは本当に評価できると思う。また、法改正まで進めてきたことも大いに評価する。
- その上で、3点申し上げる。1点目、当市においても、なかなか男性職員は育児休業を取りにくい。昨年度は2名の男性が取っているが、これは全体の取得率では0.6%であった。やはり地方部においては、男性は外で働くものだという意識がどうしてもある。厚生労働省だけではなく文部科学省の協力も必要になると思うが、そういった意識教育も実はポイントではないか。
- 2点目は働き方の問題になるが、今回のデータの中で、給与が下がるのが嫌だとか、残業が多い職場だからとか、自分にしかできない仕事をしているからとか、そういった理由も育児休業の阻害要因となっている。そこを、この後どのように捉え、展開していくのかを考えるべきではないか。
- 3点目、15ページの出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）について、本当に中小企業の経営者にこの制度が浸透しているのかがどうか少々疑問である。どうしても少人数の企業の場合、1人が欠けることによる負担が非常に大きくなる

が、これをどのように改善していくのかも、やはり今後の議論になるのではないか。少子化対策として考えなければならないことには男性の育児参画をはじめ、いろいろな形で議論を行う必要があるのではないかと思う。

- 厚生労働省の育児休業の検討云々というより、やはり事業設計と併せて評価設計も行うこと、中長期のアウトカムをいかに設定するかが大事であると思った。一方で、アジャイルの検討という点で申し上げますと、ややもすると目標に対してどうだったのかという議論ばかりが行われるが、政策には当然副作用があるので、どのように副作用を測定させるインセンティブを設計するのかが、アジャイルにおいては大変大事な論点なのではないかとも思う。

以上の発言に対し、厚生労働省の担当者から以下のとおり回答があった。

- 1番目の方の指摘について、回答させていただく。1点目、男性と女性の役割分担意識が非常に強く絡んでいる部分があるので、男女共同参画の分野や文部科学省の分野と連携することが大事というのは、まさに御指摘のとおりだと思っている。これから、そういった分野との連携も強めていきたいと考えている。
- 2点目、働き方の問題で、給与が下がるのが嫌だったり、自分にしかできない仕事があったりするため、育児休業を取りにくいという意見に対する対応について。1点目の給与が下がるのが嫌だという点については、実は社会保険料の免除も含めると実質8割くらいは給与がカバーされるということがまず知られておらず、これが問題の1つだと認識している。今回制度を周知するに当たり、育児休業給付の給付率が先ほど説明したとおり67%又は50%ということと、社会保険料の免除もあるということと、必ず周知項目の中に入れる改正を行った。それから、自分にしかできない仕事があるから育児休業を取れないという意見に対応するため、産後パパ育休の場合は休業中に半分までは出勤して仕事をしてもらいたいという柔軟な仕組みとした。これで、より育休を取ってもらいやすくなるのではないかと考えている。
- 3点目、両立支援等助成金の中小企業への浸透については、47都道府県にある労働局を通じたり、中小企業団体の力も借りたりしながら周知しているところだが、引き続き頑張っていきたい。

その後、以下のとおり発言があった。

- 政策の評価について、負担に見合うパフォーマンスを出さなければいけないから評価を行うという発言があり、そのような部分もきっとあるのだろうと思う。他方で、どの手が効くのが分からず、育児休業の取得率を上げるためにあらゆる手を

打たなければいけない中において、結局打った手がどうだったのかを振り返ることで、次のラウンドで、より精度を上げた形で打ち手が考えられるのではないか。そういった意味で政策の評価を行うと捉えていただくのがよいと思っている。過去に行った取組がうまくいかなかったから責められるとか、だから数字をつくらなければいけないとか、そのような意味合いではない。この点の受け止めが違っていると困ると思い、付言だけさせていただく。そのような受け止めでもよろしいか。

以上の発言に対し、厚生労働省の担当者が首肯した。

(2) ICTを活用した見守り促進事業（仮想型）

まず、途中退席する構成員から、以下のとおり発言があった。

- この仮想的な事例は、特定の地域において一定の期間に行われる施策になると思うが、地域によって医療資源にかなり差があるので、どの地域で実施するかはかなり重要な問題になると思う。アジャイルという点で考えると、まず特定の地域で実施し、そこで成果が出たらよいが、成果が出なかった場合は、その施策を展開しないということも、また別の地域で行って成果が出るか見てみるということもあり得ると思う。予算制約がある中で、どこに注力すべきか、どういった地域で行うのかというターゲット選定は、ある意味アジャイルで行うべき課題ではないかと思っている。家計調査等のいろいろな調査を見ると、医療関係は地域差がかなり大きく、例えば四国は医療費の支出がかなり大きいことが分かるので、まずは四国でこの施策を実施してみるということも考えられる。通常アジャイルと言うと、かなり短いサイクルである施策を行って、その施策を評価しながらだんだん修正していくということになるが、例えば育児休業取得等の施策であれば全国レベルで実施するところ、こうした実験的な施策の場合は特定の地域で実施することになるので、ターゲット選定という観点で、アジャイルに実施する地域を変えていくやり方があるのではないかと考える。

次に、事務局から「政策形成に係るレビュー 事例⑤（仮想事例）ICTを活用した見守り促進事業」（資料3）について説明を行った後、以下のとおり発言があった。

- 仮想型にも関わらず、事務局には大変精緻にまとめていただき、感謝する。介護施策については、厚生労働省にデータがないわけではないが、データ取得が1年に1回であったり、ややもすると止まったデータになっていたりするという問題があるのではないか。そういった中で、データの数字上は同じだが、例えば地形や道路状況（山や坂が多いところと平地）によって高齢者の買い物難民の度合いが違うと

いった、地域の個別性を把握できていないまま、無理やり一律に実態を把握しようとしているところがある。そうした点について、地図データも取り込むことができる今のデジタル社会では何ができるのかという可能性を展望したものと理解している。

- 大きなポイントは2点あり、1点目は、データコレクションのしやすさについて。一般的に、人は活動等に関するデジタル・データを提供することに抵抗感があるものだが、高齢者の場合、データを共有することによって想定されるリスクよりもメリットが圧倒的に大きく、データを政策に生かしつつ、本人や家族にデータを元に得られたものを具体的に還元していくことが可能になるので、データ取得のハードルが比較的低いのではないかと。よって、このような施策から、データの収集を始めてはどうかと思う。
- 2点目、新たなエビデンスを、事業を実施する中でつくっていくことも非常に大切である。ロジックモデルにおいて、エビデンスの創出をしっかりと想定しているところが、素晴らしいと思う。
- 議論を整理する上で好適な事例であると思う。この事業を実施したとして、実現できることが2点あると整理されているように感じた。1点目は、例えば歩行が健康状態にどのような影響を与えるのかという因果関係を明らかにして、そのエビデンスを得ること。2点目は、その明らかにした因果関係のモデルを使って、具体的にどの人の健康状態が要注意なのかを把握し、プッシュ型の支援につなげていくこと。
- 1点目のエビデンスをつくる場所は、因果推論であり、比較的ノイズがあるようなデータでも可能だと思う。一方、2点目の要注意の健康状態にある個人を特定してフラグを立てるところまでいくと、予測の話になってくるので、かなり難易度が高いと思う。よって、エビデンスをつくる部分とプッシュ型支援の両方を想定していることは非常に素晴らしいと思うが、両者の難易度にかなりギャップがあり、プッシュ型支援までつなげていくにはかなり精緻なモデルをつくったり、あるいは大きなデータを使ったりするところまでいかないと難しいと感じる。その点についても、可能であれば言及があればよいと思う。
- 全体として分かりやすい資料で、目標もきちんと設定されている。4ページの「政策形成・評価のイメージ」について、自治体としてどこまでできるのかという視点からコメントする。
- まず、「①基盤となるファクト発見」の中にGoalがセッティングされており、ここをアジャイルに回すという点はよく分かる。一方で、「あるべき地域の介護・支援体制の再構築」というGoalに向けてエビデンスに基づく選択肢をつくっていく中

で、自治体は何をすべきなのかというところが見えづらい。

- 次に、実際に自治体が動き出したときに、この事業によるメリットが何なのか分かりづらい。各自治体、特に地方部の自治体は高齢化率が非常に高いので、そこに対してどのようにアプローチしていくのが重要である。「⑥運用改善」の「歩数の増加」は、体を動かしたり、歩いたりすることの指標であると思うが、「①基盤となるファクト発見」のGoalの「不慮の事故の防止」とどのようにつながっていくのが少々分かりづらい。
- あと、デジタル関係では、国においても取り組んでいるところだとは思いますが、ICT機器の活用の部分を中心にしてしまうと、どれだけの国民、市民に受け入れられるだろうか。地方部のICTの整備状況は、理想とかけ離れており、ギャップがどうしてもある。Wi-Fi環境がしっかり整っているところばかりではなく、特に高齢者世帯ではICT頼みは弱点となるのではないかと思う。そういった点にも留意して今後この事業を設計してもらえれば、自治体としては活用しやすい。
- 先ほどの方の話は大変大事である。幾つか介護現場を見ているが、行政も民間も人が足りない。今後の高齢化のピークを考えれば、こうした取組みは不可欠である。現在、個々の高齢者を個々にサポートする、いわばマンツーマンディフェンスに取組みが集中しがちだが、これを地域全体で情報を共有しながら連携してサポートするゾーンディフェンスできるようにしようというのがこの事業の趣旨。歩く距離だけでなく、場合によってはバイタルな情報も含めて取得する必要があるのではないか。孤独死の問題に警察のリソースが割かれているという問題も含め、地域では深刻な問題になっていると承知しているが、そのような中で、地域にもよるがあと5年から10年かけてピークが来る。それなのに、これ以上介護人材の体制はそれほど強化できないと思う。以上のような状況下で、デジタルや機械でできることと人がやるべきことをどのように仕分けしていくのかというのが、このプロジェクトの主眼になるのではないか。おそらく事務局からは踏み込んで書き切れなかったところだったと思うので、コメントさせていただく。
- 先ほどの方の指摘のとおり、介護人材がこれから不足するという長期的な視野に立って、人材を有効的に活用するという観点からは、介護現場の実情として、人手が足りないと、目配りが出来ないのが高齢者の移動を封じる形となり、安全確保のために、高齢者の自立・自由や社会参加をむしろ封じているような風潮もある。人手が足りないうえにそういった形での介護にならざるを得ないという現場の実態があると思う。この点を踏まえると、機器を使えば、どこに行ったか、どういうことになっているのかが把握できるので、高齢者がある程度自由度を持って行動することができ、自立支援という意味でも大変大事だというメッセージの伝え方が大事だと思

う。

- 一方で、質問にもなるが、厚生労働省では科学的介護情報システム（LIFE）を整備し、データベースをつくっている。一方で、本事業は、更に先に行くウェアラブルデバイスをつけるという試みなので、実験的にならざるを得ない部分はあるかと思うが、大事なのは実験が実験で終わるといようなことにならないようにしてほしい。実験期間におけるデータやエビデンスは取れたが、そのエビデンスが、例えば5年経つと、どこにデータがあるか分からないということにならないようにしてほしい。つまり、実験のデータを蓄積して事後的にずっと閲覧できるシステムがあってこそデータが生きると思う。個人情報情報の廃棄のルールなどがあるとなかなか難しいところだと思うが、こうしたデータベースが、これからの介護人材や、介護される高齢者のウェルフェアにつながるという部分を踏まえ、例えば様式を統一するなど、ある程度横断的・長期的・定量的にKPIが把握できるような設計が望ましいと思う。

- この事業はお金を出す主体が国で、実施主体は自治体等だと思うが、国と実施主体との関係について何か新しい考え方はあり得るのだろうか。例えばこの事業では、ウェアラブル端末を使う事業をやりませんかと国が呼びかけ、実施主体が手を挙げて計画をつくり、それに対して国はお金をつけて、計画を達成したかどうかを確認するという分担だと思う。そうであれば、実施主体のほうにかなりの自由度があり、ウェアラブル端末さえ使っていればよいと思うが、国としてはプランニングの部分は簡単にできても、後で取組を集めたときにそれをどう評価することができるのか。もう一つのやり方は、国がある程度仮説を持ちつつ、最も効果があるのは何か分からないので、こういったやり方の類型があるのではないかということをもまず示しつつ、その中から実施主体が枠の中で実情に合わせて実施するというものである。こうすれば、最後に国として取りまとめるときに少なくとも類型別には何らかの効果が見てとれるので、次のラウンドではこの類型の中のこれをもう少し重点的にやろうとか、施策のアップデートができるのではないかと思う。この見方で合っているだろうか。

- 先ほどの方の話は、本当にそのとおりだと思う。要は、国が物やお金だけ出すというやり方はやめたほうがよいという話である。ただし、それぞれ地域の特性があるので、それをどのようにデータの形で把握できるようになるか。もはや地理データ等を把握できるところまでは来ている。介護の場合は、物理的な距離、山や坂といった地形が非常に重要になってくるし、位置データでどのように高齢者が行動しているか、サードプレイスはここにあった、というようなことも含め重要である。先ほど申し上げたとおり、今のサッカーやラグビーがこうした技術を活用している

のは有名で、それと同様に、マンツーマンディフェンスをゾーンディフェンスにしていくことは、非常に大事だと思う。そういう意味で、先ほどの方が指摘したように、単にウェアラブル端末をつけさせればよいとか、そこにお金を出せばよいということではないと理解している。

- おそらく地域によって格差がかなり出てくる。基本的に国がお金を出すだけだと、やはり各自治体としては使いづらい。計画を立てると一律になってしまうケースが非常に多いのだが、その点を解消することができれば、地域によって位置や広さが変わってきたりと様々な形のデータをとれる可能性もある。そういった点も含め、今後、細かい検証をどのように行っていくかによっては、この取組は非常にうまくいくのではないかと思う。
- 具体的に考えてみた場合、こういう実証事業をやりますと言って自治体の方に手を挙げてもらって参加者を募り、どのように実施するかは各自治体に任せるという形でデータを集めるとする。すると、1つの自治体から集まってくるデータのサンプルサイズが非常に小さく、最終的には幾つかの自治体をプールして分析することが必要になってくると思うので、そのような枠組みを考えながら実証事業を募集することも必要なのではないか。

以上の発言に対し、事務局から以下のとおり回答があった。

- 事務局ではなかなか気づかない観点の指摘ばかりで、大変勉強になった。政策設計に当たって、有識者の方々にこのような観点でコメントをいただくことで、政策の精度がますます上がっていくと思うので、これを今後各省の政策立案の中にどのように組み込むのかよく考えていくことが大事だと思う。また、基本的には国が事業の設計をして、あとは手を挙げてもらうという方法を基本的なイメージとして考えていたが、事業を設計する段階で自治体の方にも入っていただくことも、簡単ではないと思うが、実際に政策を立案する場面で重要な課題になっていくと考える。

(3) デジタル人材育成に係る政策形成のためのデータ利活用（仮想型）

事務局から「政策形成に係るレビュー 事例⑥（仮想事例）デジタル人材育成に係る政策形成のためのデータ利活用」（資料4）について説明を行った後、以下のとおり発言があった。

- なかなか難しいお題だが、現場では非常にホットな 이슈の1つだと思う。

- 大変充実した報告で、e-CSTIも含めて民間のデータをうまく使っていると思う。今後、公共財としてのデジタルデータは、公共資本と同じように重要なものになっていこう。もちろん民間にあるものは民間から取ればよいというのが基本だが、一方で民間から取れるのはマーケットがあるところのみであり、政府の機能を改めて認識し直す必要があるのではないかと思う。
- 国土交通省のいわゆる統計不正問題への対応に関わっているが、非常にアナログなデータの集め方で驚いた。先ほどの、ICTを活用した見守り促進事業も同様なのだが、これから人口減少が加速していく中で、このようなアナログなやり方を続けていけないという事態が、日本の政府全体で起きている。公共財としてのデジタルデータをどのように日本で積み重ねていくのかについて、いま一度考える必要がある。国土交通省の件は氷山の一角だと思っているので、国土交通省を責めるのではなく、市町村を使って都道府県に取りまとめさせ、それをまた紙からデータに打ち直してといった、従来のアナログなデータの集め方ではなく、自然に経済活動や社会活動が行われている中でデータを収集していくのが、デジタル時代のデータ収集の基本的なやり方だと思う。これもまさにアジャイルの領域の1つとして、考えていってもよいと感じた。
- 情報人材の需給ギャップをどのように埋めていくかに関しては、幾つかの方法があると思う。1つ目は、大学ではなく企業の中で人材を育ててもらう方法である。大学において、統計学等を教えることはできるが、個別のプログラミング等を教えようとしても企業各社によってかなり事情が異なるかもしれない。よって、そのような部分については、企業の中で教育を行っていただくという整理の仕方もあると思う。2つ目は、公共職業訓練のようところで育ててもらう方法である。3つ目は、大学の中で対応する方法である。この場合でも、例えばビジネス系など既存の学部の中で情報系の科目を充実させていく方策と、学部学科を再編して情報理工学部のようなところを拡大していく方策があるのではないか。東京23区内では大学の定員をもう増やすことはできないと理解しているので、必然的にほかの学部学科の定員を減らすという非常に難しい作業になると思うが、そういうところまで踏み込むのか。以上のように、幾つもある政策的な対応の仕方があると思う。そこで、このようなデータを整備するときには、どの政策を採るとよいのかに関して、仮説を基にして一定の結論が得られるようなデータの取り方をするとよいと思う。
- 以前から、大学生の人材育成のためのデータとして、リクナビやマイナビといった、大学生が就活のために登録するサイトの登録率の高いデータを使うとよいということを書いてきたので、それが実際に精緻に議論されていることを大変うれしく思う。

- 更に欲を言えば、履修データセンターのデータのつくり方にもよるが、調査の度にその都度データを匿名化していると、時系列でひもづかず、パネル化できなくなるという問題があると思う。どの教育を受けた人間がどのような就職や転職をしたのかというダイナミックなパネルが大事であると思っている。そして、むしろ民間データのほうが長期活用に向けてIDの統一などを行っているかもしれないと思う。できるなら、官民で協力しながらデータセットにつくり込んでいくこと、つまり、これからの教育やトレーニングの効果を見るために、国の政策上もこういったデータベースが欠かせず、やはり官民協働データベースが成り立つ必要があると思う。今回がその試金石になればよいかと思う。

- 本当に興味深い政策。45ページの一番下の記述が物語っているとおり、各省庁もそうだが、地方自治体はデジタル人材の育成部分が弱い。民間企業が、利益のために動いていたり、マーケットについてよく考えたりするのは当然だが、地方自治体が政策をつくる時、マーケットの分析を十分に行っていない。実状に合致しているか否かの分析が、仮説のみで終わってしまう。どうすれば地方自治体がマーケットを分析に強くなれるかは、不足している人材をどのように育成していくか、又は人材をどのように採り入れ、政策に関与させていくかが重要になってくると思う。ただ、これを実現するには時間がかかる。35ページにある分析結果は、文部科学省が小中高における情報教育にかなり力を入れている成果の現れだと思う。その中で課題を挙げるとすれば、プログラミング教育は相当各地で取り入れられており、デジタル人材育成の底上げが少しずつ図られているのだろうが、自治体、特に市町村がそれに対してなかなか理解を示せない点である。民間だけではなく、地方自治体においてもデジタル人材の活用は重要であるので、事例等をいただければ、地方自治体のまちづくりにも産業界に近い取組ができるのではないかと感じた。

- おそらく幾つかのレイヤーがあると思う。1つ目は、既にIT人材がいる中で、マッチング率や質をどう高めるのかという話。2つ目は、そもそもIT人材やAI人材がないのでどう育てて、供給を生み出すのかという話。需要側である民間企業には自然に需要が生まれると思うので、供給側が課題である。

- 1つ目のマッチング率を高めるという話は、アジャイルに大変当てはまりやすいと思う。皆さんが指摘されたように、見える化することは大変重要で、公共財としてのデジタルデータをどのように皆に使ってもらえる形でオープンにするかが大事だと思う。この点は、事務局資料の中にも散りばめられていると思う。

- 2つ目のIT人材をどう育てるかが大変悩ましい。学生のキャリアパスがどのように形成されているのかについて、十分に理解が深まっておらず、大学は悩み続けていると思う。学生も毎年変わるのでなかなか難しいところだとは思うが、どのよう

な機会を提供するのが学生の進路に大変影響を与えることは間違いない。中等教育の段階から情報教育の機会を提供することが大変重要で、こうした機会がどのように学生のキャリアパスに影響を与えるのかは数年たたないと分からないと思うが、トラッキングしていくことが非常に大事だと思う。

以上の発言に対し、まず、経済産業省の担当者から以下のとおり回答があった。

- 2番目の方の指摘について、公共財としてデジタルデータをどうやって継続的に取っていくか、瞬間的なデータだけではなく継続的にどう変わっていくかをトレースできる形で取っていくのだが、今日示されたようなデータの形に持っていくまでには、単に民間データを少々そろえればよいというわけではなく、かなり膨大な分析作業が発生する。そうしたデータを客観的に示す形に持って行くには、e-CSTIの役割が非常に重要。まず、内閣府は、IT人材育成に関して一定の考え方を持っているわけではなく、科学技術の動向がどうなっているかについて客観的なデータをきれいにそろえて整理する役割を担っている。そして、人材の供給側としてそのデータをどう使えばいいかについては、文部科学省が関心を持っているであろうし、人材の需要側として企業がIT人材をどう育てていくかについては経済産業省になるので、関係省庁が土台となるデータを使ってやっていく形ができつつある。そういった中で、内閣府のe-CSTIで基盤的なところを継続してやっていただくことが非常に重要になってくると思う。
- 3番目の方の指摘で、情報人材の需給ギャップを埋めるため対応策についてだが、もちろん大学教育の中でどう改善するのかという観点もあるが、加えて、基礎や基盤を大学で教えた後に、リカレント教育として企業側でどのような教育を補充すればよいのかという観点もある。結局、大学と企業の連携プレーになるので、どう連携すればよいかを見るに当たって、全体の需給状況が見えていると分かりやすくなるのではないか。
- 最後の方の指摘だが、こういうことを学びなさいと学生に言った際に、学生がそれをどう受け取るかについても非常に重要である。学生の目から見て、自分は何を学ばなければいけないのか、あるいは何を学べば産業界で活躍の道があるのかを考えられるようなデータを提供することが大事。学生側は、企業側がどのような処遇を与えているかに非常に関心を持つわけで、そのような処遇を受けるためには何を学ばなければいけないのか、どういった選択科目を履修すればよいのかを見えるようにする。様々なステークホルダーに関心を持って見てもらえるようなベースとなるデータとすることが重要である。
- 4番目の方が指摘した、履修データセンターについてだが、これには民間のデータを一部使っており、官民協働データベースという話もあったと思う。実は、約3、

4年前から、このデータをどのような形で内閣府の政策に使うことができるか話をしており、内閣府の要請に応じたデータの取り方に変えていただくことも、依頼ベースでお願いしながら進めてきた。そのこともあって、政策としても使いやすいデータの形になってきていると理解している。

次に、内閣府の担当者から以下のとおり回答があった。

- 2番目の方による、自然に社会活動を進める中で、効率的にデータを集めていくことが大事との指摘について。今回は人材データを取り上げていただいたが、研究開発に関して紹介したい。日本の研究力の低下が各方面で指摘される中、マクロな視点で研究力を評価するため、e-RADという研究資金をアプライするときに使っている電子システムに蓄積されたデータを分析することにより、研究力のマクロなレベルでの分析につなげられないか取り組んでいる。
- 3番目の方による、ある程度政策の出口についての仮説を念頭に置いてデータ収集すべきではないかとの指摘については、正直非常に悩んでいるところである。ある程度出口を念頭に置き、その効果を測定するためのKPIとして何が必要か、そのためにどういったデータを収集すべきかという議論は必要だと思う。一方で、マクロで見たときに、個々の施策の集合体としてどれだけ全体的に世の中が変わっているのか、こういった観点で見ていくことも必要かと思う。
- 今回の履修データ、あるいは履修データと比較した人材ニーズの分析について、ニーズに沿った学生の学びがどれくらいできているのかなど、個々の施策のアプローチはいろいろあると思うし、その効き方も施策によって異なってくるため、施策単位でのKPI設定や評価を否定するものではない。ただ、全体としてどのような効果になっているかという観点で評価することも有益かと思っており、そのバランスをどうするかは悩んでいる。

最後に、牧島行政改革担当大臣から、以下のとおり発言があった。

- 大変充実した指摘を拝聴し、感謝の気持ちを込めて最後に発言させていただく。
- 公共財としてのデータというものは、まさにこのワーキンググループの議論のど真ん中でもあり、デジタル庁としても責任を持って取り組まなければならないテーマだと考えている。
- 人材育成という点で、先生方からも様々なエピソードも踏まえて御紹介いただいたが、私からも母校の例を紹介させていただく。学部生であった25年前、統計学の授業は必須だったが、先日、母校の行政学の授業にゲストスピーカーとして行った際、「当時は統計学が好きではなかったけれども、学ばなければならなかったこと

は、今になって思うとありがたかったと思う」と発言したところ、担当教授に「今はもう必須ではないのです」と言われてしまった。「えっ、先生、どうして」と聞いたところ、「学生に不人気なのです」というリアクションだった。

- 学生に統計学が人気になる時代はそう簡単にはこないだろうと思うので、学生たちに学ぶ学問を決めさせてしまうということが起き得る。それを踏まえた上で、社会に出てから20年や30年を経た大人が、社会のありようをどう考えているかというメッセージを、次世代に向けて率直に伝えなければいけないと感じた。

4. 閉会

(以上)